

<対策のポイント>

大和堆周辺海域を始めとする我が国周辺海域における外国漁船の操業の広域化や悪質・巧妙化等に対応して、水産改革の目的の一つである我が国周辺海域における水産資源の管理徹底と国際ルールに基づく操業秩序の維持のため、外国漁船の違法操業等に対する**漁業取締体制を強化**するとともに、外国漁船の影響を受けている**漁場の機能回復**や**漁業者の経営安定・被害救済への支援**を行います。

<政策目標>

漁業取締りの強化等による水産資源の適切な保存及び管理の推進と漁業者の経営安定

<事業の内容>

1. 漁業取締りの強化

- 外国漁船等の違法操業への取締強化を図るため、漁業取締船（官船）2隻の代船建造、2隻の新船（官船）の建造を行い、平成31年度末には8隻、平成33年度末には、9隻に増隻する。また、取締能力の高い漁業取締船を用船するなど、漁業取締体制の強化を図ります。

〔事業実施主体〕国（水産庁）

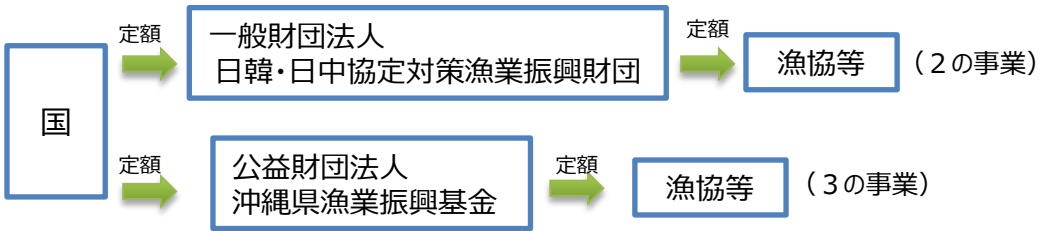
2. 韓国・中国等外国漁船操業対策事業

- 急増する韓国・中国等の外国漁船に対応するため、我が国海域において、漁業者が行う外国漁船が投棄した漁具等の回収・処分や外国漁船の操業状況の調査・監視等を支援します。

3. 沖縄漁業基金事業



- 日台漁業取決め海域等において、沖縄の漁業者が行う外国漁船が投棄した漁具等の回収・処分や外国漁船の操業状況の調査・監視等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

・漁業取締体制の強化

代船
新造船


・大型化による耐航性の向上
・取締装備の性能の向上

官船 平成30年度 7隻 → 平成31年度末 8隻（見込み）
平成33年度末 9隻（見込み）

・漁業者が行う外国漁船が投棄した漁具等の回収・処分の支援等



・外国漁船の操業状況調査・監視、外国漁船による漁具・施設被害復旧の支援等



【お問い合わせ先】 (1の事業) 水産庁管理課 (03-3502-0942)
(2、3の事業) 水産庁漁業調整課 (03-3502-8469)